

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

				資料番号	48	担当課	薬務衛生課
法令名	クリーニング業法	根拠条項	12	不利益処 分の種類	免許の取消		
<p>○クリーニング業法 (免許取消) 第十二条 都道府県知事は、クリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して罰金以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。</p> <p>○クリーニング業法施行令 (昭和28年政令第233号) (免許の取消しに関する通知) 第二条 都道府県知事は、他の都道府県知事の免許を受けたクリーニング師について、免許の取消しを適当と認めるときは、理由を付して、免許を与えた都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。</p> <p>○クリーニング業法施行規則 (昭和25年厚生省令第35号) (免許取消) 第九条 法第十二条の規定により免許の取消処分を受けた者は、五日以内に免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。</p>							